

令和9年度 富山県公立学校教員採用選考検査の選考基準

令和8年5月
富山県教育委員会

1 第1次検査

(1) 一般選考

【選考基準】

- ① 受検種目・教科(科目)ごとに、各検査の配点に基づく合計得点の上位の者から順に合否を決定する。
- ② 専門教科筆答検査、教養(I)のいずれか一つでも基準点に達しない場合は、他の検査の結果にかかわらず不合格となる。
- ③ 出願時に「加点申請」した者については、第1次検査に限り、合計得点に5点～15点加点をして選考を行う。(要項3ページ参照)

【各検査の配点】

	教 養	専 門 教 科		集 団 面 接	合 計 点
	教養(I)	専門教科筆答	専門教科実技		
小、中・高 特別支援、養、栄 (実技検査実施教科を除く)	60	100	—	90	250
中・高 (音楽、美術、書道、 保健体育)	60	50 (100×1/2)	50	90	250

配点下の()内の式は、点数換算式を示す。

- (2) 特別選考(「社会人経験」「とやまエキスパート教員選考」「特定資格」「国際貢献」「スポーツ実績」)

【選考基準】

- ① 受検区分ごとに、各検査の配点に基づく合計得点の上位の者から順に合否を決定する。
- ② 専門教科筆答検査で基準点に達しない場合は、他の検査の結果にかかわらず不合格となる。

【各検査の配点】

	小論文	専門教科筆答	個人面接	集団面接	合 計 点
全 種 目	60	60 (100×3/5)	90	90	300

配点下の()内の式は、点数換算式を示す。

(3) 特別選考(「障害者」)

【選考基準】

- ① 各検査の配点に基づく合計得点の上位の者から順に合否を決定する。
- ② 専門教科筆答検査で基準点に達しない場合は、他の検査の結果にかかわらず不合格となる。
- ③ 出願時に「加点申請」した者については、第1次検査に限り、合計得点に5点～15点加点をして選考を行う。(要項3ページ参照)

【各検査の配点】

	教 養	専 門 教 科		集 団 面 接	合 計 点
	教養(I)	専門教科筆答	専門教科実技		
小、中・高 特別支援、養、栄 (実技検査実施教科を除く)	60	100	—	90	250
中・高 (音楽、美術、書道、 保健体育)	60	50 (100×1/2)	50	90	250

配点下の()内の式は、点数換算式を示す。

2 第2次検査

【選考基準】

一般選考、特別選考ともに、それぞれ受検種目・教科(科目)ごとに、以下の配点に基づく合計得点に、適性検査の結果を勘案して合否を決定する。

【各検査の配点】

	教 養 (II)	個人面接	合 計 点
全 種 目	90	180	270